

## 奈良県告示第百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次  
のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年六月二十三日

奈良県知事 山下 真

### 一 収納を委託した歳入

奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年三月奈良  
県条例第七十四号）による廃止前の奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手  
数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十八号）第二条及び別表に規定する使用  
料及び手数料に係る未収金

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 弁護士法人舘野法律事務所

所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目一六番八号 南雲ビル

### 三 委託事務の取扱期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで